半田市就学援助費事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条及び学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２４条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者等に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、半田市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助対象者）

第２条　就学援助の支給対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、小学校又は中学校に在学する児童生徒（入学予定者を含む。以下同じ。）の保護者で、次のいずれかに該当するものから半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）

（２）　次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア　前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア）　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

（イ）　半田市市税条例（昭和５２年条例第１号以下。「市税条例」という。）第２６条に基づく市民税の非課税

（ウ）　市税条例第４９条に基づく市民税の減免

（エ）　愛知県県税条例（昭和２５年条例第２４号）第４２条の４０に基づく個人の事業税の減免

（オ）　市税条例第６５条に基づく固定資産税の減免

（カ）　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第８９条及び第９０条に基づく国民年金の掛金の減免

（キ）　半田市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１０号）第２４条に基づく国民健康保険税の減免又は徴収猶予

（ク）　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条に基づく児童

扶養手当の支給

（ケ）　生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ　ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

（ア）　保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

（イ）　保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

（ウ）　ＰＴＡ会費等の学校納付金の減免が行われている者

（エ）　学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

（オ）　経済的な理由による欠席日数が多い者

２　前項の規定にかかわらず、次条第１項第６号の医療費及び第７号の学校給食費については、半田市立の小学校又は中学校に在籍し、かつ、他市町村から就学援助を受けていない児童生徒の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものから教育委員会が認定するものを支給対象とする。

（援助費目及び支給額）

第３条　要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次の費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は別に定める。

（１）　学用品費等

ア　学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ　通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨かさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ　校外活動費（泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するめに直接必要な交通費及び見学料

（２）　校外活動費（泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動の

うち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

（３）　通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

（４）　修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

（５）　新入学児童生徒学用品費

新入学児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き）又はその購入費

（６）　医療費

学校保健安全法施行令（昭和３３年政令第１７４号）第８条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

（７）　学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

２　生活保護法第１３条の規定による教育扶助受給者には、前項第１号から第３号まで、及び第７号の費目、同法第１２条の規定による生活扶助受給者には前項第５号の費目については支給しない。

（援助の申請）

第４条　就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、準要保護児童生徒就学援助費受給申請書（様式第１-１。以下「申請書」という。）及び振込口座登録表（様式第１-２）に、証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

（認定）

第５条　教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、４月末日までに認定を終了するものとする。

２　前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ校長、民生委員又は福祉事務所の長の意見を求めることができる。

（認定の通知）

第６条　教育委員会は、認定終了後、その結果を準要保護児童生徒就学援助認定通知書（様式第２）により、校長及び保護者に対し通知する。

２　教育委員会は、要保護者等の支給額（実費を給与するものについては、確定までの予定額）を決定したのち「就学援助費支給計画書」を作成し、これを４月末日までに校長及び保護者に速やかに通知する。

（就学援助費の支給方法）

第７条　就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

２　前項の他、校長が要保護者等から受領等について委任を受ける場合は、校長は適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に支給する。

（年度中途の認定）

第８条　転入学又は災害等により年度の中途において要保護者等の認定を必要とする者については、第４条、第５条及び第６条の例によりその都度速やかに追加認定等を行うものとする。

（認定の取消し及び返還）

第９条　教育委員会は、要保護者等が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、又は既に支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

（１）　準要保護児童生徒就学援助費受給辞退届（様式第３）が提出されたとき。

（２）　転出又は死亡等により援助を必要としなくなったとき。

（３）　第２条に掲げる基準に該当しなくなったとき。

（４）　虚偽の申請により就学援助費を受給したとき。

２　前項の場合において、教育委員会は、準要保護児童生徒の認定取消について（様式第４）により、要保護者等に通知するものとする。

（援助期間）

第１０条 就学援助の支給を受けることができる期間は、第５条及び第８条の規定による認定の日から当該認定の日の属する年度の末日までとする。ただし、前条の規定により認定を取り消されたときは、当該認定を取り消された日までとする。

（補助機関）

第１１条　給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委

員会及び校長は次の事務を行うものとする。

（１）　校長は、教育委員会の作成した支給計画書に基づき援助費を支給する。

（２）　校長は、就学援助費個人支給明細（以下「支給明細」という。）を作成し、支給の都度整理する。

（３）　校長は、給与事務が完了したときは、支給明細及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。

（４）　教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

（証拠書類の整備）

第１２条　教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあっては、医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。

様式第１−１号（第４条関係）

準要保護児童生徒就学援助費受給申請書

令和　　年　　月　　日

就学援助費の支給を受けたいので申請します。
認定された場合の就学援助費については、半田市就学援助費事務取扱要綱第７条の規定により、該当費目の受領等に関する一切を在籍する小学校又は中学校の校長に委任します。（ただし、入学予定者に係るものを除く。）
また、準要保護児童生徒就学援助費受給申請書に必要な申請者の所得状況及び受給に係る各種資格の公簿閲覧に関し、所定の申請権限を半田市教育委員会に委任します。
なお、支給される就学援助費について、学校徴収金（教材費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費等）に未納が生じた場合は、就学援助費の振込先を校長口座へ変更し、直接、未納分に充当することに予め同意します。

立　　小・中　学校

申請者（保護者）　住　所

フリガナ
氏　名

電話番号

	フリガナ 氏　　名	続柄	生年月日	性別	職業（勤務先）又は学校・学年 （新学年を記入）
家族状況	保護者				

住居の状況	持家　・　借家（　家賃月額　　円　）
母子家庭等医療受給者証の有無	無　　・　　有

申請理由（番号に〇印をつけてください。）
１．生活保護が停止または廃止された。（　　年　　月　　日）
２．市民税が非課税または免除された。　　３．　児童扶養手当が支給された。
４．個人事業税または固定資産税が免除された。　５．　生活福祉資金の貸付を受けた。
６．国民年金の掛金が減免または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された。
７．職業安定所登録日雇労働者である。
８．その他、経済的理由により就学援助を受けたい。（具体的な理由を記入）
※申請理由に応じて、その証明となる添付書類が必要な場合があります。

具体的な理由

様式第４号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

半田市教育委員会　殿

保護者　住　所
氏　名

準要保護児童生徒就学援助費受給辞退届

このことについて、下記のとおり就学援助費の受給を辞退しますので、届出します。

記

１　児童生徒名

学　校	年	
学　校	年	
学　校	年	

２　辞退年月日

令和　　年　　月　　日

３　辞退理由